厚生文教常任委員会

令和3年9月10日

葛 城 市 議 会

厚生文教常任委員会

2. 場 剪城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 川村優子 副委員長 吉 村 始 委 員 杉 本 訓 規 IJ 谷 原 一 安 内 野 悦 子 IJ 増 田 順 弘 IJ 西 井 覚 IJ

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員 議 長 西 川 弥三郎議 員 梨 本 洪 珪

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長阿古和彦副市長様本剛也

こども未来創造部長 井 上 理 恵

こども未来創造部理事兼

待機児童対策室長 板 橋 行 則 子育で福祉課長 吉 村 浩 尚

補佐 野 地 幸一郎

待機児童対策室長補佐 芳 仲 栄 治

市民生活部長 前 村 芳 安

環境課長 西川勝也

クリーンセンター所長 白澤真治

補佐 西 川 康 光

教育部長 吉井 忠

教育委員会理事 西川 育子

学校給食センター所長 中 文 子

6. 職務のため出席した者の職氏名

 事務局長
 岩 永 睦 治

 書 記
 吉 田 賢 二

 " 福 原 有 美

- 7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)
 - 議第50号 葛城市立認定こども園条例を制定することについて
 - 議第53号 葛城市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正することについて
 - 議第54号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例の一部を改正することについて
 - 請願第1号 葛城市クリーンセンターリサイクル施設管理業務及び資源ごみ等収集運搬処 理業務の入札・委託契約に関する請願について

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) ゴミの減量化に関する諸事項について
- (2) 学校給食に関する諸事項について
- (3) 待機児童対策に関する諸事項について

開 会 午前9時30分

川村委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。だいぶ朝晩が涼しくなりまして、本当に少し秋の気配を感じる今日この頃でございますが、昨日の総務建設常任委員会を終わられまして、本日は厚生文教常任委員会、たくさんのご審議をいただく内容がございますので、どうぞ慎重審議、最後までよろしくお願いをいたします。

委員外議員の出席をご紹介させていただきます。梨本議員です。

発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押して から、ご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言いただきますようお願いいたしま す。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用も認めておりますので、ご承知おきください。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第50号、葛城市立認定こども園条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 皆様、おはようございます。こども未来創造部の井上でございます。どう ぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第50号、葛城市立認定こども園条例を制定することについて、説明させていただきます。

まず初めに制定理由でございます。近年、就労形態の多様化や女性の社会進出、共働き家庭の増加などにより、また令和元年10月の幼児教育・保育の無償化の影響もあり、保育への需要が増大しております。本市におきましても公立幼稚園の園児数が定員を下回る一方で、公立保育所及び私立の保育園の利用者、利用希望者が増加しており、園児数は定員を大きく上回る状況が続いております。このような状況を解消するよう、磐城小学校附属幼稚園を認定こども園へ移行、運用するため、本条例を制定するものでございます。

本条例は、施設の名称及び位置、事業、入園資格、保育料等について定めるものでございます。

続きまして、議案書の18ページをご覧ください。議案書に沿ってご説明いたします。

まず第1条、設置についてでございます。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、以下認定こども園法と呼ばせていただきますが、に規定いたします幼保連携型認定こども園を設置すると規定しております。

次に第2条、名称及び位置についてでございます。名称、葛城市立磐城認定こども園、位置、葛城市南今市50番地1と規定しております。

次に第3条、事業についてでございます。第1号は認定こども園法に規定されている教育 及び保育の目的を達成することについて、第2号は子育て支援事業について、第3号は他に 市長が必要と認める事業について規定しております。

次に第4条でございます。入園資格でございます。3歳から5歳で幼稚園と同様の教育、標準時間で通園する子ども、3歳から5歳で保育が必要な子ども、0歳から2歳までの保育が必要な子どもが対象となります。

次に第5条、保育料等でございます。葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の保育料等に関する条例に定める額と規定しております。

次に第6条、委任でございます。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に定める規定でございます。

最後に附則でございます。こちらにつきましては、新旧対照表、議第50号のほうもご覧いただきたいと思います。

まず、施行期日にいたしましては、こちらは令和4年4月1日といたしております。ただし、準備行為といたしまして、入園の手続に関しましては令和4年4月1日より前に行うことができるとしております。

新旧対照表ですが、こちらの分なんですが、今回の条例制定に伴いまして、葛城市立学校 設置条例及び葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例、 この2点も同時に改正になりますので、新旧対照表につきましてはそちらの2点を添付して おります。

まず、新旧対照表の2ページをご覧ください。別表で幼稚園の名称と位置を規定しておりますが、そちらの部分を葛城市立磐城小学校附属幼稚園の部分を削除するものでございます。

次に新旧対照表の3から4ページをご覧ください。こちらが第4条から第6条で保育料の 徴収、延長保育料、一時預かり事業利用料について規定しておりますが、そちらに市立認定 こども園という文言をそれぞれ加えるものでございます。

最後に新旧対照表の6ページをご覧ください。別表第2の利用場所の欄に、こちらにつきましても市立認定こども園という文言を加えております。以上でございます。

先ほども申しましたが、施行の期日につきましては、令和4年4月1日といたしておりますが、準備期間としましてその前に行うことができるとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

川村委員長 ただいま説明を願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願いします。おはようございます。

今回、葛城市におきまして認定こども園を設置するということで、初めてこういう形で新 しい条例を制定するということでありますので、条例の趣旨、目的等、その事業の必要性に ついて改めて質問したいと思います。 1つは設置の目的であります。それはなぜこの認定こども園を設置するかということの背景になろうかと思いますけれども、このことについて1つお伺いいたします。

それから2つ目は、認定こども園というものがそもそもどういう制度なのか、このことについて少し詳しく説明していただけたらと思います。

3つ目に、認定こども園、今回、公立の磐城小学校附属幼稚園を改組して、今、条例の説明の中にありましたけれども、これは幼稚園を取りあえずなくして廃止して、その同じ施設を認定こども園とするということですけれども、市内には5つ公立の小学校附属幼稚園があるわけですから、そのうちなぜ磐城小学校附属幼稚園なのか、この3つについてお伺いします。

川村委員長 板橋こども未来創造部理事。

板橋こども未来創造部理事 こども未来創造部の板橋です。よろしくお願いいたします。先ほどの谷 原委員の質問にお答えさせていただきます。

設置の目的、背景でございますが、先ほどの説明と重複するんですけれども、近年の就労 形態の多様化、あるいは女性の進出ということで、保育ニーズが増大すると。幼稚園のほう は定員を下回るような状態が続いているということが主な設置の要因でございます。

認定こども園はどういうものかということなんですけれども、幼稚園と保育の機能を1つにしたということで、非常にざっくり説明させていただくと、そういうことになります。

3番目のなぜ磐城小学校附属幼稚園をまずは認定こども園にするかというご質問なんですけれども、そちらにつきましては、待機児童が出てるのが、まずは旧當麻町地区、特に磐城小学校区が多いと。今回、3歳児で磐城第1保育所、それから磐城第2保育所、それぞれ今現行の2歳児が30名、60名という編成になっております。今度それが学年が上がるにつきまして、これ以上の新たな受入れができないという形になりますので、認定こども園のほうでできれば新たな受入れをしたいということが1点でございます。ほかの園では、特に今のところ3歳から5歳につきましてはとにかく逼迫した状態じゃないということもございまして、磐城小学校附属幼稚園をまずは認定こども園にするということで考えております。以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 まず目的のところですけれども、保育のニーズが増加していると。その一方で幼稚園の数が少なくなってきていると。したがって、幼稚園の定員割れが続いているので、その幼稚園の定員割れのところの分、保育園児を受け入れるということでいいんでしょうか。それとも、新たに認定こども園という場合は、その教室の数を増やすとかいろいろあるのかどうか。これは条例をちょっと超えるかもわかりませんけれども、考え方としてそういうふうな考え方で設置されようとしているのか、それについてお伺いします。つまり、今後、そこがほかの小学校の附属幼稚園もほとんど定員割れしてたり、定員割れが続いてるような状況もありますので、考え方としてそういうことなのかということですね、今回の磐城小学校附属幼稚園についても。これについてそういう考え方なのかどうかお聞きしたいんです。

それから2つ目は、簡単に認定こども園についてお話しいただきましたけれども、保護者

の方にとっては選択肢がちょっと増えるんです。つまり、これまで保育所に預けてた方、ところが磐城小学校附属幼稚園が認定こども園になるということで、保育の需要のある、保育を必要とする方、これまでの保育所に預けるのか、認定こども園に預けるのか、こういうことが起きるわけですね。したがいまして、この認定こども園がどういう内容なのか、そのことについてはやっぱりきちっとアナウンスをしておいたほうがいいと思うんですね。

そこでちょっとお伺いしたいんですけれども、認定こども園のメリット、デメリット、とりわけ保護者側においてはどうか。それから教育というんですか、保育いうんですか、私これよく分からないんですけれども、両方合わさってるからどういうふうな呼び名がふさわしいのかよく分かってないんですが、その内容ですね。保育、教育内容について、メリット、デメリットというのはどんなことがあるのか、そういうことはもうちょっと詳しくお聞きしたいなというふうに思います。なぜ磐城かということは、磐城小学校区において3歳児、来年、非常に待機児童が予測されるということもあって、この部分で受け入れたいということでありますけれども、これについては定員見込みとして受入れが十分できるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

川村委員長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 1番目の部分でございます。先ほど理事のほうからご説明させていただきましたが、そちらの部分プラス磐城地区の磐城第1保育所も老朽化も進んでおりますし、そちらの近いところで磐城小学校附属幼稚園が余裕教室をお持ちであったというところも大きく影響しております。そういったところで、まさに委員がおっしゃっていただきましたように選択肢が増えるというところも考えておりまして、こちらのほうの認定こども園というものにつきましては、政府が待機児童の解消の一環として1つとして認定こども園ということを進めてらっしゃって、近隣の他市、たくさんの待機児童を出しておられるところもそのようなところに踏み込んでおられまして、そして私ども、その土地柄、磐城第1保育所というところと、そして磐城小学校附属幼稚園というところが空き教室、余裕教室があった、そして先ほど理事が言いました待機が出ている人数がそのエリアに多うございましたので、そちらもひっくるめてこちらの認定こども園にするということでございまして、そこのところが1番目になるんでございます。

あと、2番目、3番目につきましては、理事のほうからご説明をさせていただきます。

川村委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 私のほうからメリット、デメリット、見込みについてお答えさせていただきます。メリット、デメリットなんですけれども、さきの一般質問でもお答えさせていただいたお答えと同じになるんですけれども、メリットといたしましては、幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設ということで、保護者が就労の有無にかかわらず利用できる。それから保護者の就労状況が変わっても通い慣れた園をお子さんもそのまま継続して利用できるということがメリットだと考えております。デメリットといたしましては、事務処理につきましては幼稚園、保育所それぞれの報告書類を作成するという関係もありまして、事務が煩雑になるということを挙げております。

それから見込みなんですけれども、一応その定員といたしましては、現在の幼稚園と同じく全体で270人という設定を想定しております。来年度につきましては、特に定員ではないんですけれども、我々が見込んでる数字といたしましては、1号認定の3歳児が30人、2号認定の3歳児が40人、それから1号認定の4歳児が30人、2号認定の4歳児が30人、それから1号認定の5歳児が35人、2号認定の5歳児が20人ということで、合計185名、ちょっと多めかもしれませんけども、そういうふうに見込んでおります。

それから先ほど説明させていただいた中で、磐城第1保育所、磐城第2保育所の30人、60人ということでいっぱいですという説明なんですけども、すみません、私、2歳児と言いましたけれども、3歳児の間違いです。訂正させてください。すみません。以上です。

川村委員長 谷原委員。

答原委員 言いっぱなしになりますけれども、また機会があればもう一回だけ質問させていただきたいと思いますけれども、まず最初に、保育ニーズが高くなっているので、保護者の方がどこを選択するかということについて、やっぱり必要な情報は今後とも窓口で相談があろうかと思うんです。そのときに、やはりきちっとメリット、デメリットも含めて伝えたほうがいいと思います。さきの一般質問でももうそれ以上言わなかったんですけど、デメリットのほう、これはもう既にいろんな認定こども園があって、そこでもよく言われてることですけれども、とりわけ午後2時で帰っていく子ども、いわゆる従来の幼稚園教育を受けた子ども、これ午後2時で帰ると。その後まで残る、これが保育を受ける子。同じ教室で生活するわけです。それから、夏休みですね。これは従来の幼稚園教育を受けてた園児たちは夏休みがあります。保育園児たちはないということで、生活が異なる子が一緒に生活するということから来る不安定なところが新学期に出たりするとかいろいろ聞いておりますし、私たちは保護者の方、例えば磐城第2保育所に預けようか、それとも磐城認定こども園に預けようか、そのときにやっぱり判断がちゃんとできるようにしていただきたいという思いがあって、この点については聞きました。

余裕教室があるかないかについて、あともうちょっと余裕教室の意味が私よく分からないんです。問題は定員の問題です。定員の問題は、私は学校教育、特に高校教育に携わってきましたから、私立と公立と、あるいは定時制課程、通信制課程、いろんな多様なところがありますね。そこの定員をどうするかというのは、例えば公私間比率、どうするかで私立が経営が成り立っていくのかどうか、その際、公立の定員をどうするか、公私間の調整を常に頭に置いてやらないとあかんところなんですね。だから今度、葛城市におきまして、この定員について、認定こども園というのができて保育所もあって違う形のものができましたから、この定員をどうするかによって従来の保育所に流れる数も違ってきますし大変難しい。これはちゃんと毎年判断するようなことが今後出てくるんだろうと思うんですけれども、この磐城小学校附属幼稚園の定員が270人ということで昨年度と一緒ということですが、今後はそれが増えると、来年度は増えるということにはならないのか。余裕教室がどういうことか僕はよく分からなかったから、その点についてはまた後で聞きますので、この定員の問題についてはどういう定員にするかということは非常に重要なことですので、またお伺いしたいと

思います。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員、どうぞ。

杉本委員 この条例の中には、名称が葛城市立磐城認定こども園とまた硬い名前になって、今これのためにこの名前であるというのは説明を受けたんですけども、僕、前、名前とかでもこれから子どもたちに浸透するようにかわいい名前と何回も言ってるんですけれども、その辺のスケジュールというかどういうお考えなのかというのが1つ聞きたいのと、2つ目は今のこの磐城小学校附属幼稚園に保護者の方々に説明会をされたときの様子というか、どういう声があるのか。今、谷原委員がおっしゃったみたいに、デメリットの面とかどう捉えられているのか。また、保育型にしたいなという方々もおられるのと違うかなとか思うんですけれども、これがまず2つ目。3つ目なんですけども、この前の職員試験のやつ、保育士4名程度となって、これ関係ないからもし答えれたらでいいんですけども、その4名程度の基準、それで足りるんか。僕、今、また新たに申込状況を聞いてるんですけども、正直ちょっと大丈夫かなと思ってるんです。その辺のお考えをお聞かせ願います。

川村委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 こども未来創造部の板橋です。よろしくお願いいたします。

先ほどのまず名前の件でございます。今回、おっしゃるとおり硬い名前ではございますが、この議案が通った段階、議会が終わった段階で名前のほうの募集をさせていただくような形に考えております。今年中には名前が決まるかなと、通称名ですけども決まるかなと考えております。

それから説明会なんですけれども、8月6日、この日が磐城小学校附属幼稚園と磐城小学校の一斉登校日になっておりまして、そのタイミングをお借りいたしまして、磐城小学校の体育館で説明会をさせていただきました。全園児数131人なんですが、参加された保護者が64人でした。きょうだいがいらっしゃるので、半分以上の方が出ていらっしゃると思います。6月の委員会で説明させていただいた資料を基に、基本的にそれとほぼ同じような内容で説明させていただいたんですけれども、質問のほうが結構やっぱり上がってきました。特に反対的な意見はなかったんです。これどうなんのという質問が多かったです。

主なところを言いますと、申込み、今、幼稚園として行ってるんだけども、保育所のサービスを受ける保育所型に子どもを変えたい。自分も働きたいというときはどういう手続をしたらいいですかという質問であったり、あるいは預かり保育は続けてやるんですかということであったり、それから担任の先生はどうなりますかという質問であったり、あとは定員の問題、あるいは5歳もお昼寝するんですかとか、制服どうするんですかという質問等々ございました。また質問が多いので、ダイジェストとしてざっくりとしたこういう形の質問でございました。

それから職員の募集に関して、こちらにつきましては、先ほど言いました認定こども園の 1号認定何人、2号認定何人という人数を基に、また園長というのをつくらないといけない 可能性がございまして、それも含めて認定こども園として2名から3名程度考えております。 川村委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 採用、人事の案件なので、私のほうから回答させていただきます。 4名程度とさせていただいておりますが、これは職員全体の想定数の関係もありますので、それをがっと増やすわけにはいかないという事情もあります。認定こども園で何人採るとかいうわけではなくて、保育士、幼稚園教諭として4名程度ということでございます。

あと、職員の関係につきましては、正規と会計年度任用職員と一体で検討するものだと思いますので、正規でこんだけだから大丈夫かというものではないかと思いますので、一体としてどれだけ確保できるかということで対応してまいりたいと思っております。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 通称名でやっていただけるという、僕、一応もう既にアイデアあるので、今か今かと待ってるんですけども、ほんなら今年中にやっていただけるということ。これ、ほんでまた議員の皆さんもいろいろ声かけていただいて、いろんな案をもらって、できれば僕は斬新な認定こども園にしていただきいというのがまず1つ、看板とね。ぱっと見たときに、もうほんまにそのイメージがどこも堅いので、ちょっと柔らかくしていかんと子どもの施設と思えない。よその認定こども園の看板とか僕ちょっと見てきましたけど、やっぱり工夫されてるので、その辺はちょっともう新たにやっていただくのでお願いしておきます。

あと、説明会のやつは僕も後で資料を見させていただいて、これどない答えているのかも 分からないので、それは後で資料をいただきます。

人事に関してはちょっと懸念してるところがあるんですけども、全体を考えたらこれぐらいの人数だということですね。分かりました。以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 今回のこども園という新しい、なかなか市民の方にはすぐになじめないような形かなというふうに思うんですけども、こういうことに至ったのは、先ほどからご説明いただきましたように、働き方改革の中で保育に対する国の支援が非常に手厚くなって保育ニーズが高まったというお話でございました。要するに、子どもの数というのは実質増えてないんですけども、教育、保育のどちらに行くんだという居場所がちょっと変わってきてるということかなと思うんです。今後、老朽化してる保育施設もございます。今回の先ほど言った働き方改革によるニーズの増加が、そんなに長期間継続しないんかなと。この段階である程度の保育と教育、要するに幼稚園と保育所の位置がずれて、共用することによってクリアできるという先ほどの認定こども園に対する考え方。もう少し大きい高いところから見たときに、ハード事業も関連するんですけども、将来どれだけの、人口ビジョンも含めて想定しておかないと、今後、老朽化した保育施設をどのように変えていくかというところに結び付くんかなというふうに思うんです。以前から市長がおっしゃられてる5万人という1つの、これはあくまでもチャレンジというふうなお話でございました。実際、どのような人口ビジョンによって保育の施設が今後10年、20年、必要になってくるかということも、こういう時期にある程度シミュレーションしておく必要があるのかなと思うんですけれども、その辺のもう少し大き

いスタンスでのお考えを、市長、お考えがございましたらお聞きをしたいと思います。

- **溝尾副市長** お答えする前に、認定こども園の設置条例と若干離れておりますが、ここでお答えした ほうがよろしいのか、協議事項でもいろいろありますので、そちらでお答えさせていただい たほうがよろしいか、どちらでお答えさせていただきましょうか。
- **川村委員長** そうですね。条例全般、今回、認定こども園の内容ですので、関連というか、そういう 形でお聞きいただいてますので、この場でお答えいただけたらいいと思います。
- 溝尾副市長 今のご質問は、全体を今後考えてどうするのかということだと思っております。増田委員おっしゃっていただいたとおり、子どもの数、0歳から5歳で言うと大体2,000名程度で、若干微増またはほぼほぼ横ばいだというふうに認識しております。この傾向は引き続き続くものだと思っております。微増または横ばいぐらい。幼稚園と保育ですけれども、幼稚園はどんどん減っております。その減った分だけが保育のほうに移っているかというとそうではなくて、やっぱり潜在的な方というのがいらっしゃるんだろうと思いますけれども、幼稚園で減る以上に保育のニーズというものが増えております。ですので、今後しばらくの間、何年というのはちょっと申し上げることはできませんが、まだ当分の間は保育ニーズというのが増えていくものだろうと思っております。また、今現在、本市におきましては弾力運用をしておりまして、定員以上に人数を受け入れている状態でございまして、本市の方針としては定員ぐらいにしたいと、弾力運用をできるだけなくしたいという思いがございますので、まだまだ保育の受入れというのは増やしていかないといけないんだろうと思っております。ですので、今回の認定こども園もそうですし、今後もいろんな対策をしないといけないと思っておりますけれども、全体の長期的なと言うと、今後10年ぐらいで言うとまだまだ保育の人数というのは増えていくのかなというふうな感じで思っております。以上です。

川村委員長 増田委員。

- **増田委員** ありがとうございました。先ほどちょっとお話ししましたように、働く保護者の方が増えたというのが潜在的に今後増加傾向にあるという一つの理由にもなってんのかなというふうに思いました。先ほど私がお話ししましたように、特にハード事業に関しては、今後少し長いスタンスを見込んだ中で、今何をしなければならないかと、こういう計画的な根拠といいますか調査といいますか、そういうものが必要かなと思いますので、今、溝尾副市長がおっしゃられておりましたような将来を見据えた中での、今、こういうふうなことを進めておられるということでございまして、ご理解をさせていただきました。
- 川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 それでは校区のことについてお伺いをしたいと思うんですが、磐城小学校附属幼稚園 が廃止されて認定こども園になるということで、先ほどいただきました資料に、認定こども

園では1号認定の子どもと2号・3号認定の子どもがいらっしゃいますということで、まず1つ目の質問とすれば、基本的なことなんですけど、磐城小学校附属幼稚園のお子さんは磐城小学校区の中から通ってこられてたのかということが1つと、それからあと1号認定の子どもは本来、学校教育法に基づく学校であった幼稚園のサービスを受ける子ども、園児であれば、これ校区関係あるのかなと。それから2号・3号認定になってくると今度は、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設ですから、そうなってくると校区関係ないのかなというふうなことになってくるのかなと思うんですが、この辺りの整理をどのようにお考えになってますでしょうか。

川村委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 先ほどの校区の件ですけれども、まず磐城小学校附属幼稚園、現行の幼稚園の校区ですけれども、磐城小学校区と同じ校区からお子さんが通ってくるということで、 他校の校区からは原則としては通うことはできません。

続きまして、認定こども園なんですけれども、認定こども園の1号認定、いわゆる幼稚園型のサービスを受けられる子どもにつきましても同じく、磐城小学校の校区内のお子さんをお預かりするという形になります。ただし、2号認定、3号認定、いわゆる保育認定のお子さんにつきましては、市内全域から通うことができるということになっております。以上です。

川村委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 よく分かりました。そうしますと、今のについてはそういうふうな形で整理をされてるということで、今後のことについてもお伺いをしたいなと思うんですが、いましがた増田委員も少し触れられてましたけれども、老朽化してる施設があるよというふうなことで、それで6月議会のときに配っていただいた中で、いわゆる認定こども園を誘致して教育、保育の提供ができないかというようなことでサウンディングを、いわゆる民間と意見交換をするという、いわゆる対話型市場調査、サウンディング、これを実施して建替えによる整備を検討したいという……。

川村委員長 これは今回つくる認定こども園条例の中の内容ですので、その外の枠については後の……。

吉村副委員長 分かりました。増田委員が答えられたので、そこは言っていいんかいなと。

川村委員長 増田委員はこの認定こども園の条例の中で全体像をどう考えるかと、将来的なものをどう考えるかというので取り上げたんですが、今、そのよそのサウンディングも含めた……。

吉村副委員長 ちょっとまたその後で。

川村委員長 すみませんね。申し訳ないです。

吉村副委員長 いえいえ、すみません。

川村委員長 よろしいですか。1個目の……。

吉村副委員長 もう結構です。

川村委員長 これで答弁いただいてよろしいですか。

吉村副委員長 はい。

川村委員長 ほかに質疑ありませんか。

谷原委員。

各原委員 先ほどお伺いした定員の問題についてもう一回お伺いしたいんです。これは、第6条にあるように、この条例に定めるほかのことについては必要事項を別に定めるということになってますから、ここには書いてないんですけれども、270人、現在の幼稚園の定員と同じ数、来年度認定こども園でもこれで実施すると。教室が、先ほど言いましたように、要は保育を必要とする園児と従来の学校教育に定められてる幼稚園児の方が一緒に1つの教室に暮らされるわけですから、だからこれまでと使ってる教室が増えるのか増えないのかよく分からないんですよ。その余裕教室があるからやるというふうにおっしゃったから、それやったら例えば3歳児辺りで2クラスに割るんかなとか、保育士とか、保育士と呼んだほうがいいのか先生と呼んだほうがいいのかここも分からないですけど、先生が持てる3歳児の人数が、定数が限られてるので教室を分けなあかんからなのか、そこがよく分からないんです。つまり、これまでどおり使ってる教室を使って270名を受け入れるのかどうか。そこで余裕教室があるからということが出てくるので、どうも私いつも混乱してしまって、そこをお伺いしたいんです。

これ私聞いてるのは、當麻地域とそれから新庄地域は保育の受入れの形が片一方では公立 で全て受け入れて、片一方では私立で全て受け入れている。小学校は公立ですから、幼稚園 はこの5校全て、新庄、當麻も公立なんです。認定こども園が當麻のほうにできると、恐ら く私が住んでる、例えば忍海校区などでも住宅地がたくさん建って、今、きてるんです。住 宅特例で非常にたくさん建ってきてます。ここで保育ニーズが高くなってきたときに、旧新 庄地区では公立保育所を造ってよというふうな保護者の声も結構あるんですね。當麻地区で は私立を造ってほしいのもあるかもわかりませんが、そのときにやっぱり認定こども園をこ っちのほうでも造ってほしいいうふうな声が出てくる可能性があります。そうすると、既存 の教室を、幼稚園児が定数が減ってくるんだったらその分だけ受け入れましょうと。それだ ったら認定こども園として増設する必要はあまりない、費用はかからない、3歳児から5歳 児までだったら。今回の磐城認定こども園も初年度は3歳児以降からの受入れですよね。0 歳児から2歳児は受け入れるんですかね。受け入れるからいうことで、それは後で聞きます けども、そういうことで増設する必要がないんだったら、忍海地区でも認定こども園を造っ てほしい声が出るかもわからない。その際、私立の方々は今、めいっぱい受け入れていただ いて、本当に葛城市の保育行政に協力していただいている。そこが今度、保育児が需要が減 ってきたときに、ここが片一方は認定こども園で受け入れたからいうことで経営困難になる ということはこれは絶対避けなあかんことで、これは高校を見たら分かりますように、高校 生が減っても私学がばたばた倒れることはなくて、むしろ公立側の定員を減らして、あるい は学校を減らして調整なんかしてます。公私間調整ですね。一時は増えてる中で、そういう 対応をせざるを得ないということがあると思うんですけれども、そういうニーズが背景にあ るので、だから先ほど増田委員もおっしゃったことだろうと思うんですけど、この将来的な 長期的な見通しで、今回初めて認定こども園を葛城市で造るわけですから、長期的な見通し

としてはどうなのかというところをお考えがあればお聞きしたいと、この2つお願いします。 川村委員長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。よろしくお願いいたします。

まず私が余裕教室と申しましたので、そちらの部分の説明をさせていただきます。認定こども園を造るということになりますと、0歳児から2歳児もどうするのかというところを考慮に入れなければなりません。今、公立幼稚園が3歳児以降でございますので、余裕教室がなければ0歳から2歳児を受け入れようとなったときに増設等を考えなければいけないという部分がございます。ですので、まず認定こども園化するには0歳から2歳も考え、なおかつ余裕教室もある施設ということになります。今、270人の定員ということを理事のほうが申しましたけれども、今現在と同じだということでございまして、ところが受け入れてる人数は定員の50%に満たしてなかったと理解しております。ですので、教室の数と受け入れる人数というところがリンクしてまいりますので、ですので、今、50%に満たしておりませんので、そちらを認定こども園化することによって教室も活用すれば、それ残りの部分が受入れ可能な施設と考えられるということでございます。

0歳から2歳につきましては、今のところ受け入れる予定はございません。前回から申してますように、スロースタートといいますか、徐々に定員を増やしていくと。それが2点目になるんですけれど、先ほど副市長のほうがお答えさせていただきましたとおり、人口ビジョンも見据えて10年後どうなるのかというところも考えながら、私ども対策を練っております。その中で、2,000人、2,100人ぐらいまでの部分を、今ある施設及び今誘致します小規模保育所、そして磐城の認定こども園を諮る部分と、老朽化の施設というところで、最終的には皆さんが経営を成り立っていただく、そして保育の質としましたら、定員の弾力運用をしなくても皆さん成り立っていただくというところを目指して、スピーディではございますが、施策を一手、二手、同時に進めておるような状態でございます。以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 まとめて答えていただいたということで、すみません。 0 歳から 2 歳までは来年度は予定 してないと。だけど、そのために必要な余裕教室を充てることが将来的にできるということ で、しばらくはスロースタートで 3 歳から 5 歳までの受入れということですね。

私はこの間の、これは保育の全体の見通しなんですけれども、0歳から2歳までが1人当たりの保育士が見ることができる数がある意味では非常に限られてるので、0歳から3歳までの保育士の確保が大変だと。新たに保育所が施設を造るというのは、これは時間も財政的な経費もかかるということで、用地取得とかいうことになりますから、そこでこの間議論があったように、小規模保育事業のA型で定員19名、1か所受け入れましょう、それを2か所、葛城市では新たに誘致して開設しますよと、新庄地区1か所、當麻地区1か所、これで38名ですよね。だから、その一方で、磐城小学校附属幼稚園を認定こども園化するときに、0歳児で定員をがっと取ると、せっかく誘致しながらそういう対抗的な措置を取るみたいな形になりますので、私は賢明な判断かなと、その事業者がせっかく葛城市が大変なときに来ていただけると。小規模保育事業ですから、園庭はないし、既存のテナントビルなりそうい

うところをお借りしてできる事業なので、そこで受けていただくと。そのときに、そういう 形で多分、公私間の調整をこういう形でやられるんだろうと思うので、それはそれで私は今 の事態では重要な措置だと思っております。

最後、意見ですけども、しかしながら、今後やはり忍海地区、あるいは新庄地区でも、小学校附属幼稚園を認定こども園にしてほしいという声が出てくる可能性がある。そのときは幼稚園の園児が減ってるわけですから、その分だけ保育児を3歳から5歳まで預かる。これは言ってみれば費用はかからないわけです。その代わり、0歳から2歳児までは小規模保育所で受け入れると、あと1社、2社となるかもわからないですけど。つまり全国的に見ても、保育需要が増加してるところでは、小規模保育所と認定こども園の組合せが非常にいいんですよ。私自身としては、やっぱり小学校区に保育所がたくさんあるほうが保護者は物すごい助かるんです。だって、自分の住んでる近くですから。保育所がある、そこから職場に通う、毎日の送り迎え、これはすごく大変なことが居住地に近いところで行われると。日本共産党は小学校区に必要な保育所をと言うてるわけですけども、現実的にはなかなか財政上の問題、急に増えたときに対応はできない。今回こういう形で対応されてるので、そういう長い目で見た保育計画をぜひ、今度新たな認定こども園を造るわけですから、そういう将来を見据えた計画をぜひ考えていっていただきたいということを意見申し上げまして終わります。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 これ、待機児童のところでもいいんですけど、今、0歳・1歳・2歳を受けへんという話があったので、ちょっと言わせていただきます。もしあかんかったら止めてください。

川村委員長 いえいえ、この磐城の認定こども園の内容でということでしたらいいですよ。どうぞ。 杉本委員 今お聞きしてて、小規模保育所で0歳・1歳・2歳で受けてという計算で、でも認定こど も園は0歳・1歳・2歳を受ける予定ではないと今おっしゃった。僕、それは初めての試み やから致し方ないところがあるんですけども、もしこれ0歳・1歳・2歳、これ今年の話で したら数字上は待機児童はなくなるという予定やと思うんです。これ本当は申し込みたいけ どいっぱいやから申し込んでないという潜在的な待機児童はもっといてると思うんです。こ れもし、0歳・1歳・2歳が市内の保育所、小規模保育所埋まったときも、認定こども園は 0歳・1歳・2歳は開けないんですか。僕は、それは受け入れない予定じゃなくて、それは 受け入れるような体制じゃないと、僕、結構、認定こども園ができるからご安心あれみたい なアナウンスをしてしまってるので、受け入れないと言ってしまったら、それ何のためにあ るのとなりませんか。そこはもう一回考えていただきたい、意見をお聞きしたいのと、あと もう1個は、前、委員長からも多分出たと思うんですけど、駐車場の問題ですよね。やっぱ りそこがすごく引っかかるんです。幼稚園は送り迎えしない、でも保育所では送り迎えがあ る。僕、息子をいつも朝送るんですが、結構車はいっぱい同じ時間に来られるんですよ、や っぱり朝と夕方は。そのときに安全面というのは、前は学童保育所の駐車場を使われよった んですけど、確保できんのかなというところが、ちょっと周りも狭いですし、その先この前、

委員長が聞かれてからどういうふうな考えになったか、この2点お願いします。

川村委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 1点目の0歳から2歳を受け入れないというのは、先ほども部長からも言葉であったかと思いますけど、現時点ではということでございます。最初から受け入れてしまうとやはり民間の圧迫になる可能性もありますので、小規模保育所2つも来ていただけることになりましたので、現時点では受ける予定はないと。ただ、委員おっしゃるとおり、待機児童解消というのは我々目指しておりますので、その小規模保育所に行っていただいても更になお待機児童が出るということになれば、もちろん考えていかなくちゃいけないと思いますし、それは来年度からになるのか再来年度になるのかという問題はありますけれども、あと人員の体制もありますけど、永遠に0歳から2歳を受け入れるつもりはありませんというわけではないので、現時点では0歳から2歳を受け入れる予定はありませんという状況でございます。

川村委員長 駐車場ですね。

板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 私のほうから駐車場の件をお答えさせていただきます。

現在のところ、磐城認定こども園につきましては駐車場としては西側の学童保育所に面した駐車場で送迎していただいて、歩いて園まで来ていただくような形を想定しております。ただ、どうしても重たい荷物がある場合は、前に二、三台は止めれるので、配慮してすぐに移動していただくような形は可能とは聞いてるんですけれども、原則としては学童保育所の前を想定しております。以上です。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 その駐車場の件も踏まえて、最初はスローでスタートしたい、これは僕分かるんですけど も、どういう見解されてるのか分からないですけど、私立の保育所は今ちょっといろいろ聞 いたらもう結構ぱんぱんじゃないですか。でも、広報とか見られた方は、それも何か広がる みたいなイメージで聞いてきはる人がおるんです。じゃなくて、新しくできますよという話 で、基本的には市民の皆さんはもう安心してはるんですよ。預かってもらえると、来年はと。 めちゃくちゃ、僕、怖なってきて、それ言われて。保育所じゃないの、小規模しか行かれへ んのとかという声もめっちゃ出てくるのと違うかなと思ってきてるんです。だから、先々の ことも大事なんですけど、来年度のことをもうちょっと調査してもうて、ほんまにぱんぱん になる可能性は僕、ゼロじゃないと思うんです。今の駐車場の話もそうなんですけど、真剣 に考えとかんと、0歳・1歳・2歳で全部受けれたらそれでいいと思うんですけど、もしあ ふれたときに結構、待機児童ゼロ目指しますと皆さん言ってて、もうあかんやんとなったら ちょっと具合悪いと思うんです。真剣にその辺、真剣にやっていただいてるんですけども、 僕が聞いてるイメージとやってるイメージがちょっとかけ離れてるところがあるので、駐車 場の件もう一んと思いながら、急にそんなん言われてもというところはあると思うんですけ ども、1回整理して今の私立の状況と公立の状況と一遍聞いていただいて、僕の中ではちょ っと怖いところがあるので、もう一回よろしくお願いします。以上です。

川村委員長 まだまだニーズ調査というのもしてほしいということですね。 ほかに質疑。

吉村副委員長。

- 吉村副委員長 さっき私としてはこの認定こども園のこれについて聞いてるつもりが、知らず知らずのうちに違うところに行ってしまったみたいだったので、大変失礼しました。校区のことについて、将来のことについて聞きたかったんですけど、今、磐城認定こども園につきましては、校区と言っていいのかどうか分かりませんが、それについてのお考えは分かりました。今後、認定こども園というのが増えていくことになったとしたら、その場合もやはり1号認定、2号・3号認定の校区割りというか、それについては変わらないのか。その辺りを先ほど聞きたかったんですけど、よろしくお願いします。
- **川村委員長** 全体像ですけど、条例というところに絞ってお聞きいたします。 板橋理事。
- 板橋こども未来創造部理事 こども未来創造部の板橋です。よろしくお願いいたします。

認定こども園、将来増えていったときの校区の件ですけども、やはり先ほどの磐城認定こども園と同じく、幼稚園、基本的には認定こども園から同じ小学校に上がっていくというのを特に幼稚園型のサービスを受ける方は前提にしております。せっかくお友達ができたのに違う学校に行くのいやということをよく言われるので、やはりそこは校区の範囲で1号認定については維持していきたいと考えております。以上です。

川村委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 1 号認定についてはそういうことであるというふうに、今、ご答弁いただいて、2 号・3 号認定についてはいわゆる保育園だからというふうなご答弁をいただきました。

先ほどもちょっと谷原委員がおっしゃいましたけれども、やはり子どもたち、またその上小学校に上がったりとかする中で、地域とのつながりということ、今、板橋理事もおっしゃいましたけれども、やはりそういうことも大事だと思いますので、またその辺りも今後また検討もしていっていただけたらというふうに思います。以上でございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 確認だけさせていただきたいんですけども、昨年、磐城小学校附属幼稚園が立派になったと。私もそのときには駐車場の問題もいろいろご意見として出させていただきました。施設の北側の前の道についても、非常に通過車両等が多くて危険を伴うなというふうなお話、それからその当時、まだ学校給食センターが解体されてどのように運用されるのかなというようなことも含めて、非常に動線が裏から入るみたいな、少し園児が園に入る動線にふさわしくないような形態になっておるなということで、ちょっと懸念をしたような記憶がございますけれども、今もそれは変わりないと。駐車場は使うけども、裏から入る、勝手口から入るというふうな動線になってるのかなと思います。

私、言葉は悪いですけども、昨年オープンされて、今回こういうふうな状況になったので、 たまたま空き教室があったのでそれを有効に運用しようということで、この認定こども園化 をするというふうに決定されました。よかったんですよね。タイムリーな非常によかったん です。ただ、あの施設を建てる段階でそういうことは想定されてたんですかね。ちょっと余 分に多めに造っとこうと。今後そういうふうなことも想定してやられたということじゃない と思うんですけども、そこの確認だけさせていただきます。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 磐城小学校附属幼稚園につきましては、あくまで耐震の数値が足らなかった、リズム室も 含めまして非常に耐震化されてない施設であったということが1つございました。ですので、 もう計画自体はもう数年も前にあったわけですので、その当時を考えますと、奈良県下でも 園児数の非常に多い、多分、一、二を争うぐらいの園児数、二百数十名の園児数がおったよ うに記憶しております。ですので、そのときの設計としては270名の設計をしたということ です。それから消費税の問題がありまして、幼稚園もそうなんですけど、保育料の無償化の 話ができましてニーズが変わってきたんですね。保育所のほうに変わってきましたので、予 想とは本来前提としたもうその条件が崩れてしまいましたので、本来推測してたといいます か予想してた数字にはならなかったという事実があります。ですので、今回、新築といいま すか改築させていただきました磐城小学校附属幼稚園、今年の4月から全面的に完了したわ けなんですけども、その中で検討を重ねたのは、建築は幼稚園としてやっておりますので、 当然それなりの補助金をいただいております。それを認定こども園化するに当たって、その 財源を返却といいますか返金しなくていいのかどうかというのが非常に問題でありました。 結果的にその辺はクリアできましたので、現在あるものの中で最大限、待機児童を減少させ るために磐城小学校附属幼稚園を改築したわけなんですけども、それを新たに認定こども園 として使用させていただくという、教育委員会と話をした中での結論に至ったわけでござい ます。以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 当然、あれだけの莫大なといいますか、大きな補助金もいただいて費用をかけて造られる 段階ではそういうことは想定してなかったけども、非常にタイムリーな空きスペースを活用 していただくということでこういう問題が解決したという市長のお話でございますけども、 これがそういうふうにタイムリーに運用できることに関しては非常にいいんですけども、違 った形で、これ想定以上に利用が少ないので、こんな大きなもん造らんかったらよかったみ たいなハード事業にならないように、よろしくお願い申し上げておきたいと思います。

川村委員長 増田委員、動線が、それまだ答弁ね。

増田委員 動線は、これ私何を言いたかったかと言うと、必要最小限のそのときに想定しておれば教室を1つ2つ減らしてでもセットバックして、前に縦列、少し車の待機できるようなスペースを引く、もしくはもう少し通園道路みたいな、西のほうからぐっと入ってこれるようなイメージの駐車場があって、ずっと東向きに入っていくような形があれば園としてイメージとしていいんじゃないかと。もう道に横付けに入り口といいますか入園する場所があるので、非常に手狭といいますか圧迫感があるような、道に面した施設ということが当初はちょっと気になってたのでお話ししただけで、建ってしもたらしょうがない。ただ、交通事情に関しては非常に危険な状態の道路に面しております。安全対策、十分に講じていただきたいというふうにお願いしておきます。

川村委員長 質疑が尽きないようでございますけれども、またもうこの後また調査案件にもあります ので、範囲の広い部分についてはそこでお聞きいただければと思いますので、このぐらいに したいと思ってるんですが、それでもと言われるんでしたらあれですけど、よろしいですか。 そしたら、質疑がもうありません。皆さんないようですので、質疑を終結いたします。 委員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第50号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

休憩なしでいきたいですので、お手洗いに行きたい方はスピーディに行っていただけたら と思います、時間の関係もありますので。

それでは次に、議第53号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 よろしくお願いいたします。

議第53号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正することについて議案の説明をさせていただきます。

本案につきましては、児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、 平成26年厚生労働省令第61号の一部を改正する省令、令和3年厚生労働省令第52号、及び 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービ スの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、令和3年厚生労働 省令第55号の施行による市町村が従うべき基準が改正されたことに伴いまして、本市の条 例の関係する規定について所要の整備を行うものでございます。

議案書の28ページ、29ページ、及び議第53号の新旧対照表をご覧ください。これよりは、 新旧対照表に沿ってご説明いたします。

まず 1ページ目でございます。第 5 章の次に、第 6 章、雑則を追加しております。内容につきましては、新旧対照表の 3ページから 4ページにかけまして、主にもう 4ページでございますが、雑則で 3ページには第 6 章雑則(電磁的記録)となっております。

4ページでございます。本改正ではデジタル化の推進に伴いまして、この条例の規定におきまして書面で行うことが規定、想定される記録作成などにつきまして、事業者における業

務負担の軽減を図るため、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録により行うことができる よう新たに規定を追加するものでございます。

そのほかに、1ページ、2ページにつきましては、保育所等との連携において必要な教育 が受けられるように文言の追加を行っているものでございます。

施行期日は公布の日よりでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上でございます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 この条例の追加されたところだけが変更になるということなんですが、どう変わるのか、 これまでと何が変わるのか、これを具体的に言うていただけたらありがたいです。

川村委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課の吉村でございます。

こちらのほうは、申請書類とか条例にも出てるんですけども、帳簿類とかペーパー類ですよね、申請とかそういうなんを電磁的記録というか、パソコン上でというか、コンピューターで処理できるということですね。できるだけ保護者、事業者の負担を軽くするように、紙ではなくてコンピューターのほうで処理するという形になると考えております。以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 つまり、保護者の申請の際にも電磁的に行えると、もちろんペーパーでも行えるということですね。分かりました。以上です。

川村委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第53号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第54号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 続きまして、議第54号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきまして、議案の説明をさ せていただきます。

本案につきましては、子ども・子育て支援法平成26年法律第65号第46条第3項の規定に基づきまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行によりまして市町村が従うべき基準が改正されたことに伴い、本市の条例の関係する規定について所要の整備を行うものでございます。

議案書の30ページ、31ページ、及び議第54号新旧対照表の2ページをご覧ください。

主な内容といたしまして、特定地域型保育の提供の終了に際しまして、市長が行う利用調整について、当分の間、保育の需要に応ずる保育所、認定こども園または家庭的保育事業所等が不足または不足するおそれがある場合等に限定しないよう規定の整備を行うものでございまして、葛城市条例中第42条第4項第1号の中に括弧を付けまして、同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含むと明記するものでございます。

施行期日は公布の日でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上でございます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 先ほどの質問と同じなんですけど、この条文が、こう変わってこう変わってこう変わりますと一部ちらっとおっしゃいましたけれど、一体どういうふうなことが問題で、それを解決するためにどうしようとしてるのか、これが分からないと非常に理解に苦しむわけです。そこをちょっと説明していただけますか。この条文によって、これまではこうだったから、だけどこの条文改正はこういうことがあるので、こういうふうに改正してこうなりますと、そこをおっしゃっていただけませんか。

川村委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願いいたします。

この条例につきましては、小規模保育とか家庭的保育の場合に連携施設というのを指定しなくてはならないんですけれども、市長が認める場合、利用調整をする場合は連携施設は不要ということなんですけれども、それを待機児童とかある場合に、先行利用調整というか、小規模保育終わってから3歳以降の子どもを優先的に待機児童がいてる場合でも必ず入れると、入所してもらうということなんですけれども、そこにプラス、ちょっとややこしいんですけれども、待機児童がいなくても当分の間、市長が利用調整をすることができるというのが追加されました。自治体でほぼほぼもう待機児童もいてるいてない関係なしに、利用調整というのは行政でしなさいというふうになりました。以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 この間、議論してきたところですけれども、要は小規模保育事業所が、今回、葛城市でも いよいよできますから具体的になってくると思うんですけれども、連携施設を必ず設けなさ いというのが法の趣旨ですよね。つまり2歳までで保育が終わるわけですから、3歳児以降 どうするんですかと。だからそれは必ず連携施設はきちっと設けて、それで受入れ施設を決 めると。ところが、現実にはなかなかそういう連携施設が見つからない。見つからないもん だから規制を緩和して、市長がある意味では責任を持って受入先を探そうと。葛城市の小規 模保育事業についても、連携施設として幾つかもう公立で市長のほうが用意した預け入れは 責任持ちますよということだろうと思うんですが、今度変わるのは要はその調整ですよね。 どこへどの子をということの調整の中で、これまでは待機児童が出ているような状態ではこ れはやってくださいと、できますと。ところが、今回はそれがなくてもできるということだ から、私ちょっとそこで頭が真っ白になって、どういう状態で誰か、要は保育の定員が足ら ない状態でもということになりますよね。あるいは一定オーバーしてなくても足らないとこ ろはあっても、そこで調整して動かすようなことができるというふうなことだろうと思うん です。それができるようにすると。具体的にそれがどういうことなのか、私イメージできな いんです。つまり、保護者がここの保育所、保育園に入りたいという希望を出されて行かれ ますよね。そのときに、こういう条文ができることによってそこがどう変わるのか。その調 整というのがどういうことなのか。これまで多かったら、ぜひここへオーバーしてるけど弾 力運用でお願いしますとか、いろんな調整をやるのは当たり前だと思うんですけども、そう いうのがない状態でそうするというのは、どうもどういうことが想定されているのかよく分 からないんです。この点についてお願いします。

川村委員長 吉村課長。

- **吉村子育て福祉課長** 今までそういうのがないので、待機児童がある場合は優先順位を付けてたりとかいう、市が関与してというのはあったんですけども、今回、待機児童もなく、すっと入れるんですけれども、利用調整できるよということを、国のほうは当分の間なんですけれどもできるというのは、なかなか私もあれなんですけど……。
- **川村委員長** だから、今、葛城市には事例がないけど、国からこういうことをどういう背景の下にこ ういうことが市に下りてきてるのかということも含めて説明いただけたらいいんじゃないか なと。

井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 1つには、今までこの小規模保育所というのが待機の解消のためという部分でクローズアップされ過ぎたのかなというところがあるのかなと思っております。といいますのが、その後の3歳から先というのは待機ありきで、なので市長が3歳からちゃんとした部分を確保しなさいよというような法律で限定してたのかなと私は思っておるんです。ところが、3歳から5歳というのは小学校につながる集団で社会生活を身につけるという大切な部分でございますので、そういったことを考えれば、0歳から2歳の小規模保育の後に、待機であろうがなかろうが、きちっと市として社会生活を身につけるようなところにつなぐ

そういった調整、優先調整をバックアップ、担保してあげて、小規模保育所に行くというところも普通に、ハードルを選ぶというのは待機の解消のためとかいうんじゃなくて、ちゃんと3歳から5歳も、その後、市で調整することによって選択肢の中の1つ、認定こども園であろうが、保育所であろうが、小規模保育所であろうが、ちゃんと3歳から5歳の社会性を身につけるそういった場所を提供するように、市として当面の間という部分は入ってるんですけれど、しっかりと待機があろうがなかろうが市長が調整を図りなさいというところが1つあるのかなと思っております。これは思っておるというところでございまして……。

- **川村委員長** 原課の部長の自分の思ってることではない答弁をいただかんとあきませんので、谷原委員、今、答弁ちょっといただかんと、後の待機児童のところで調べてもらって、今、分かりますか。今、それきちっと答弁できる状況にありますか。いけますか。
- **井上こども未来創造部長** 私の答弁が100%と言いましたら、やはり国及び県にこの見解でいいかというふうに……。
- **川村委員長** 今の答弁を聞いてるとどうしてもそう映りますので、要するに部長の主観というか、それは例えばという事例としては間違いないかもしれないんですけども、こういった場所での答弁としてはきっちりこうであるという答弁に代えていただかないといけないので、もう一回答弁を後でいただくという形を取るか、それとももう暫時休憩してできるもんならここで暫時休憩しますけど、どうでしょうか。

井上こども未来創造部長 私の言い方も含めまして、できましたら暫時休憩をいただいて。

川村委員長 暫時休憩、15分ぐらいでいいですか。

井上こども未来創造部長 はい。よろしくお願いいたします。

川村委員長 そしたら、その答弁をきっちりしてください。やっぱりここは今、賛否は分かりません ので、きちっとした答弁をしていただきたいと思います。休憩取りますので、午前11時10 分から始めますので、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時10分

川村委員長 それでは、休憩を解きまして会議を開きます。

先ほどの谷原委員の質問に対する答弁から入ります。

吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。先ほどの答弁、大変ご迷惑かけてすみませんでした。

今、県のほうにも確認させていただきました。先ほども言いましたように、本来は待機児童というか、入るところがない場合は市長が先行して利用調整すれば連携施設は要らないということだったんですけれども、今回の改正につきましては待機児童がないというか、入れるところがあっても市長が行政が責任を持って3歳になった行き先をきっちり待機がない場合でもしっかり調整しなさいということで国のほうが改正をしておりますので、行政はもっと強く関与しなさいということになっております。以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。なぜそういうことが起きるのかというところまではまだ分からないところがありますけれども、分かりました。もうこれだけにしておきます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、今提案されました議第54号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論いた します。

先ほどから質問していたところでありますけれども、本来、原則としては小規模保育事業 の場合は連携施設を確保する、つまり3歳児が2歳を終えて3歳児になったときに行き先を きちっと先に連携施設を確保して、安心して保護者が、この小規模保育所へ入ったら3歳か らここへ行けると、つまり将来の見通しを持って小規模保育所へ預けることができるという のが大原則です。ところが、実際にはなかなか連携施設が見つからないということで、規制 をこの間、緩和して、市長がある意味で責任を持ってそこを調整すれば行けるということの 緩和をやってきたわけです。私は、そういうことにも反対して、原則としてあるわけだから、 小規模保育事業の出口、これを本当に安心できるためにはそれでは具合悪いと。結局、市長 があちこちの公立保育所へ頼む、見て調整するということでは、それは非常に具合が悪いの で反対してきました。今回は、そういう待機児童が発生していなくても利用調整できると。 これは考えによっては本市では小規模保育所ができます。新庄地域にもできます。しかし、 預け入れるところは公立ですよ。全部、當麻ということです。市長の権限が及ぶところはそ こだから、全部當麻ということになります。當麻はどこへ行くか分からない。そうすると、 そこでまた調整ということが行われるわけでして、これは保護者にとって大変安心して小規 模保育所へ預けるということには、なかなかなりにくいことにはなりはしないかと私は思い ます。したがって、本来は入所するときに将来のことはきちっと定められる状態で保護者に サービスを提供すべきだと私は考えています。その点でこの案については反対いたします。 今後、付け加えて言うならば、これは本会議で言います。ちょっと長くなります。すみませ ん。以上にしておきます。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 私は、今の議第54号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論をさせていただ きます。 本案は、国の基準府令の改正に準じて行われるものであります。本条例第42条第4項第1項の市長が行う利用調整について、当分の間、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園または家庭的保育事業所等が不足し、または不足するおそれがある場合、そのほかの必要と認められる場合に限定しないようにするための改正であります。特定地域型保育の事業所が連携施設を確保していない場合でも、待機児童の有無にかかわらず市長が利用調整をすることで特定地域型保育の提供の終了に際して、教育、保育を引き続き提供できるというふうになります。よって、市民の皆さんに有益な改正であると私も思いますので、本案に賛成をいたします。

川村委員長ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第54号議案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

川村委員長 起立多数でございます。よって、議第54号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

(理事者入替え)

川村委員長 ここで入れ替わりをしていただきます。よろしいですか。

それでは次に、6月定例会より継続審査となっております請願第1号、葛城市クリーンセンターリサイクル施設管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務の入札・委託契約に関する請願についてを議題といたします。

前回の委員会で本請願についてはご協議をいただきまして、現在、係争中の案件であるという意見もありましたので、提供された資料を基にすぐに結論を出すことは非常に難しかったために、閉会中継続審査とするべきであるという意見が出されまして継続審査となりました。その後の裁判の進捗などについて、理事者から説明を願いたいと思います。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 おはようございます。市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いいたします。

本件につきまして、前回の委員会以後、現在までの裁判の状況を、簡単ではございますが、ご報告申し上げます。

まず、先々月の7月6日第1回口頭弁論がございまして、6月29日の答弁書提出期限までに本市が提出いたしました被告第1準備書面を基に、主任裁判官より原告側に対し訴えの整理及び絞り込みをするよう求められました。そして、先月8月31日に第2回口頭弁論があり、葛城市側の主張に対して原告側が反論なされました。また、原告側反論を踏まえた争点の整理が行われました。なお、新たな争点の追加はありませんでした。

次回、第3回口頭弁論は10月20日に指定され、それまでに葛城市側の主張を追加する予 定でございます。以上でございます。

- **川村委員長** ただいま説明願いました本請願に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。 増田委員。
- **増田委員** 今、裁判の状況というものをご報告いただいたわけでございますけれども、私、紹介議員 としてお尋ねをするわけでございますけれども、この請願文書に対するご答弁が今の裁判結 果を踏まえてどうなんだというお答えがございませんので、その辺の確認をさせていただき ます。

川村委員長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 委員がおっしゃいますように、こちらのほうの市側の主張は説明させてもらうことは可能ではあるんですけれども、それとて一方的な今度は葛城市側の主張でございますので、現在訴訟中であることからご理解いただきたいと思います。

川村委員長 増田委員。

- **増田委員** ということであれば、この請願をどうするんだというところになります。今回2回目の継続ということなんですけども、これ以上の進展ということは今のご答弁からいくと進まないというご判断でいいんでしょうか。
- 川村委員長 ほかの方の意見を求めたいと思います。 西井委員。
- 西井委員 これ6月だったかな、この請願書が出てきて継続審査いう形になった時点と今の時点とほとんど変わってないと。そやから、どちらのほうにするにしても、まだ状況が分からないうちに間違った判断する可能性が高いような状況で、今も裁判中ということで、担当からもその内容でもうちょっと詳しいことはできることなら言いにくいという答えですので、実際この件については我々今の時点では判断できへんと。ところが、今回で改選になってくるということもあるから、できることなら今できへんこと、これ今、継続審査は無理ですな、たしか。たしか無理やと思いますので、そやからこれ紹介議員また新たにというか、改選後にでもまた紹介してもらういう形で、できれば、勝手なことを申し上げますが取り下げてもらういう方法でないと、我々全体的にも採決で賛成も反対もできない状況で無責任な判断はできないような状況やということで、できたらご理解してもらいたいなと思っております。

川村委員長 ほかに。

告村副委員長。

- **吉村副委員長** おおむね今しがた西井委員がおっしゃった意見と私も同様です。この今分からない中で、判断材料がないので継続審査をしたいところなんですけれども、改選がありますのでそれもかなわないということですので、もう当委員会としては一旦不採択にせざるを得ないかなと、それしかないかなというふうに思います。以上です。
- 川村委員長 もう審査に入ってますので、取り下げるということはちょっと。何かの形でもう一度出 し直すというような形を取ってもらうという意見については生かされると思うんですけど、 取り下げるという方法につきましてはできない状況ではないかと私はそのように判断するん ですけども、ほかにこのことについてご意見あれば。

(「任期満了の説明をしといてくれたら」の声あり)

川村委員長 そしたらそうですね。先ほども改選の理由も……。

(発言する者あり)

川村委員長 そしたら、このまま継続審査の形を取るとどのようになるかということも、事務手続上、 事務局のほうから説明をさせたいと思います。

岩永事務局長。

岩永事務局長 議会事務局、岩永でございます。

先ほど議員の任期満了に伴ってどうなるかというお話がございましたので、その点説明をさせていただきます。任期満了になりますと、例えば今も継続審査で終わってしまいますと、任期満了までに臨時会とか開いて審査するのであれば大丈夫なんですけども、もう任期満了になってしまいますと、これと同時にこの審査未了となって実際には廃案というか、もう継続的な審査はできなくなります。以上でございます。

川村委員長 ただいま事務局のほうから、手続上このまま継続審査になると、もう廃案と。私たち議員といたしましては、市民の皆様から請願という形を取られた以上、一定のしっかりしたそういった判断を取らないと無責任であるというふうに私は思いますので、どのような形をさせていただいたらいいかと、苦渋の選択ですけども、何らかのどちらかの判断をしたいというか、これを審査するにはなかなか至らない状況の中で一定の結論を出さないといけないという非常にしんどい状況なんですが、ここにいらっしゃる委員の皆さんの意見をもうちょっと聞かせていただきまして、このことについて一定の結論を出さないといけないと思ってるんですが、いかがですか。

(発言する者あり)

川村委員長 杉本委員。

- **杉本委員** ちょっとお聞きしたい。どのような選択肢があるのか、今、話聞いてても、また出し直すことは可能なんですよね。これまた次、出し直すことは可能やけど、今、採択するかうんぬんかんぬんという話だけの選択肢なんですかね。ほかの選択肢とかはないんですか。その辺だけ教えていただきたい。
- 川村委員長 要するにもうここの審査に入ってますので、先ほども言いましたように、もう取り下げるという行為はできません。ただ、このことについては本当に審査できない状況ですので、要するに採択できない、イコール不採択という形を取らざるを得ないのかなと私は思いますけれども、委員の皆さんもそこに同意をいただかねばいけませんので、選択肢としては、私たちは次のまた改選後にこの問題について再度請願があれば、また前向きに検討していきたいという気持ちはあるんですが、どうしても今回のこのタイミングで我々は無責任にこのまま継続審査をしてしまうと廃案になってしまう。ということは、廃案になるということを分かってて、ここに至って継続審査にしますというわけにはいかないという状況になっていますので、委員の皆様で一定この今のこのタイミングで審査できないという形をご理解いただけるんであれば、一旦これは不採択にして再度また上げていただくという、先ほど西井委員からも意見がありましたように、そんな形を取っていただけることに皆さんご同意があれば、ただ、いやいや採択しましょうという意見もあれば、ここは皆さんの賛否をとっていかなけ

ればいけないかなと思いますので、今これを採択すべきだというふうに思っていらっしゃる 方があれば挙手をいただきたいというふうに思ってるんですが、杉本委員、それで分かりま すか。

杉本委員。

杉本委員 私もこの内容としてもきっちりちゃんと話し合って議論しやなあかん内容やと思ってるんですけども、6月から何も進んでいない、何も変わっていない状況ということは、今も何もできないという状況なので、ただもう一度出せる状況であれば出していただけることをちゃんと説明していただいて、今の段階でという話であれば、今、委員長がおっしゃったとおりで僕はいいと思います。以上です。

川村委員長 西井委員。

西井委員 手続上の問題ですので、今の時点では採択できないというふうな考え方の中で、不採択やいうような考え方でない形であったら、不採択にいう形にはなるけども再度審議してもらういうふうな見方をしたら、この問題自体が再度出てきたときは事情が分かってきちっと再度審議してもらって、そのときには本当に採択するか不採択になるかいうのが皆さん方認識できたら、そのときに制度としてきちっとやってもらういう考え方が望ましいと。今の時点では、不採択にしても内容が気に入らんとかいう問題じゃなく、検討できないという意味合いの中で検討してもらえたらありがたいなと思っております。

川村委員長 ほかにご意見ありますか。

内野委員。

内野委員 ありがとうございます。今、係争中ということで、10月20日に第3回の葛城市の意見も 添えて、今後、裁判もされるいうことなので、今やっぱり結論は出しにくいなと私のほうは 思います。本当に採択は今厳しいかなと、そのように思いますので、以上です。

川村委員長 西川議長。

西川議長 市民の方々、またいろいろ利害の関係のある方々が議会に対しての請願ということは、これはもうはっきりと議会としても、その請願があれば真摯に受け止めて、紹介議員があれば真摯に受け止めて審議をいただく、これはもう議会としてはその姿勢は一切崩してないわけでございまして、特にこれ所管で厚生文教常任委員会の委員長はじめ、紹介議員の増田議員も相当いろいろとこの審査をしていただいて、それでこの採択できるかどうかいうのを委員の皆様方、いろいろとご苦労をおかけしたことではございますが、先ほど部長の説明にもありましたように、この内容が全てそっくりそのまんまということではないですけれども、この請願の内容が、今、部長のほうからありました裁判の係争中でございますので、この部分をこの請願内容を審査しようとして、理事者側にいろいろと事実関係を審査しようとしても、裁判の係争中ということでしっかりとした説明が受けられないという中でこの請願書を採択するというのは皆様方の意見のとおりでございますので、この請願そのものは紹介議員の増田議員は相当気をもまれたけれども、これは裁判がどの時点で決着するか分かりませんけれども、その内容等によれば、再度出していただければ、僕自身も議長宛に出てきてますけれども、先ほど事務局からありましたように任期満了ということもありますので、この場でき

っちりと結論を出していただいておかないと、ただ単なる審議未了という形でも何か責任を 果たしたいう形になりませんので、そういうことで今回は委員の皆様方の判断にお任せをい たしまして、その判断に議長としても従うということにさせていただきたいので、よろしく お願いを申し上げます。

川村委員長 今、議長のほうから、ご意見、ご助言いただきました。委員の皆様、またほかに質疑がありましたらお受けをいたしますが。

谷原委員。

谷原委員 今、議長がおっしゃいましたので、私もそのとおりだと思います。国民には請願権がありますから、それについて増田議員がこれを最初から断るわけにもどうかということで、請願権を保証する観点から請願者としてこの議会に提出していただきましたけれども、実際に住民監査請求が却下されて、あと住民訴訟を起こされたわけで、その訴訟の内容について十分我々も知る機会もなく判断することは大変難しいものだと思います。議長がおっしゃったような扱いで私は結構かと思います。

川村委員長 それでは質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長ないようであれば、討論に入りますが、討論はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

ちょっと言い回しは違いますが、本請願を仕方なく不採択にするということにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は不採択と決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件について始めさせていただきます。

まず初めに、ゴミの減量化に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきまして、今回、理事者からの報告事項は特にないということでございますので、 もし委員の中から何か確認事項がございましたらお受けをしたいと思いますが、いかがでご ざいますでしょうか。ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 ごみの減量化と直接は関係はないんですけれども、資源ごみとかあるいは不燃ごみとか、 今、コンテナで各家庭からステーションまで運んでるんですね。ところが、高齢者の方が大 変今増えまして、コンテナを持ってなかなかこう歩いていくと。また持って帰ると。これに 対して、結局だから家の中にだんだん出せないごみがたまっていくと、不燃ごみでも。ごみ は減量化するのかもわからないけれども、それはちょっと具合が悪いわけでして、これほん まにこれぐらいの大きいコンテナじゃないとあかんのかと、例えば手提げぐらいのもんでこまめにステーションまで持っていけるようなことはできないのかというふうに、そしたらもうちょっときちっと分けてもきちっと出せるということなんですが、これについてはいろいろ住民からそういう意見がないのかどうかいうことも含めて、絶対コンテナじゃないとあかんのかということも含めてお聞きしたいんです。

川村委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問でございますが、当然のことながらそういった意見、電話等でございます。うちのお答えとしましては、コンテナのほうを使用してください。ただ、手押し車等を使い、車等を使ってステーションまで持っていただくようなことでご了承いただければということでお答えはさせてもらっております。ただ、当然のことながら、年配の方が増えておられます。そういった意見も当初よりはかなり増えてはきておりますので、今言っておられたことも検討、視野に入れながら今後検討していきたいと思います。以上です。

川村委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長ないようであれば、本件につきまして、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に学校給食に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者のほうから報告願います。

吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは学校給食に関する諸事項についてご報告させていただきます。

前回、6月の本委員会でご報告させていただきました異物混入の件につきましてでございますが、前回の報告以後、異物混入はなしとの報告を受けておりますことを報告させていただきます。報告につきましては、以上でございます。

次に、諸事項について、別件としまして食物残渣について、それと地産地消について、それと給食センターにおけますコロナ対策について、担当課長のほうから説明させていただきます。

川村委員長 中学校給食センター所長。

中 学校給食センター所長 学校給食センターの中でございます。よろしくお願いいたします。

まず私のほうからは、食物残渣についてと地産地消についてのご報告をさせていただきます。

まず食物残渣についてでございますが、令和元年度の実績18.78トン、190万2,041円に対しまして、令和2年度の実績といたしましては15.83トン、173万9,782円でございました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策といたしまして給食の品数を1品減らして提供していたため、その影響が大きいと考えられます。

次に地産地消についてでございますが、市内産の野菜の地産地消率は15.28%でございまして、令和元年度の20.31%から減少しております。原因といたしましては、令和2年度は

給食の品数を1品減らしたことが考えられます。減らした1品が、主に野菜を使った和え物や炒め物でありまして、一例といたしましては、令和元年度には市内産キュウリを1,252キログラム使用していたのに対しまして、令和2年度は献立の都合によりまして、キュウリを使用したサラダや酢の物が提供できず、88キログラムの使用にとどまりました。逆に県内産では、令和元年度が5.3%であったのに対しまして、令和2年度は16.59%に増加しております。一例としましては、令和元年度は県内産の玉ねぎの使用がなかったのに対しまして、令和2年度は2,476キログラムの使用をしたことが考えられます。市内産と県内産を合わせますと、令和2年度の地産地消率は31.86%で、令和元年度の25.61%から増加しております。米と野菜を合わせますと、市内産と県内産におきましては令和2年度の地産地消率は68.68%でありましたが、令和元年度は57.54%で増加しております。市内産におきましては、令和2年度の地産地消率は61.05%で、令和元年度は54.52%で増加しております。

次に、学校給食における感染症対策でございますが、2021年に文部科学省から出されております学校における新型コロナウイルス感染症に関します衛生管理マニュアルにおきまして、学校給食は児童・生徒の健やかな育ちを支える重要なものでありますが、感染のリスクが高い場面でもあると示されておりました。その実施に当たりましては、学校給食管理基準に基づいた調理の配送業務でありますとか配食業務を行いまして、児童・生徒の食事前後の手洗いや会食時に飛沫を飛ばさないよう、黙食の徹底や食事後の歓談時にはマスクの着用を徹底するなどしてもらい、感染拡大を防いでいきたいと考えております。以上でございます。

- **川村委員長** ただいま説明を願いましたが、このことについて何かご質問ございませんでしょうか。 増田委員。
- **増田委員** ご説明ありがとうございます。学校給食の地産地消についてでございます。お米が市内産 を利用していただいているということで、非常に市内産の地産地消率は高くなっておるとい うこと、非常に地域の農家の方にとってもやりがいといいますか、「うちの市内のお米をう ちの孫が食べとんねん」と、こういうことを農家の方もおっしゃられてて、非常に私、聞い てて、ああ、いいことだなというふうに思います。お米につきましては、農家、地産地消の 商品といいますか農産物をJAによって集荷をされて、それを学校給食、市が購入をされて いるという。中間的にそういう集荷業者といいますか、業者がまとめるという機能を果たし ておるということで、まとまった数量を確保できる。貯蔵性も利く。JAには低温倉庫があ って1年間の備蓄といいますか貯蔵ができると。こういうシステムが整っていることによっ て安定供給ができる。しかしながら、それ以外の農産物についてはどのようなルートで購入 されてるのか。道の駅等かと思うんですけれども。いずれにしましても、例えば道の駅にし ましても、スルーじゃないですけども、通るといいますか、その日の出荷されたものを給食 センターに持ち込まれると、ストックという機能が道の駅に恐らくないと思うんですよね。 今後、これを更にレベルアップ、地産地消率を上げるとすれば、どこかでためる、ストック する、貯蔵するというふうなことがない限り、特に貯蔵性の利くジャガイモとか玉ねぎとか、 ああいう重量野菜については何らかの倉庫、ストックヤード的なものが必要になるんですけ ども、今、県内の給食センターの事情ももしお分かりでしたらお聞きしたいんですけども、

給食センター自体がそういう食材料のストックヤード、冷蔵保存庫等をお持ちの事例はある んですかね。分かればお聞きをします。

川村委員長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問でございますが、その点については調べたことがございませんので、 また調べて回答させていただこうと思います。

川村委員長 増田委員。

増田委員 これ、私は2つの選択肢かなと思うんです。1つはJA等が仲介に入っていただいて低温 倉庫で中間保存をしていただく、月ぎめ契約等でストックしたものを導入していた米のよう な流れにする、もしくは給食センターがそういうストックする低温倉庫的なものを導入され てある程度の備蓄をされると、この2つかなと思うんですけれども、また事例等を吉井部長、 調査していただいて、そういう事例があればそういうことも今後必要になってくるのかなと 思いますし、JAとも相談されて、うちがやってあげるよと言われるようであればそういう ことをしないと、1戸1戸の農家に対して大量の契約というのは私は難しいと思いますしリ スクもあると思います。安定供給という面からいくと、複数の農家を誰かがまとめてという ふうな形になると思うので、その辺のところも研究をしていただいて、今後ますますの地産 地消率、また地域の農産物の農家との顔の見える給食に努めていただけたらと思います。よ ろしくお願いします。

川村委員長ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 給食について、一般質問でしたことはあえてもう今日は言わないんですけども、食べ残しの件ですよね。これ、給食はもう出されるから、できるだけ全部食べてほしいわけじゃないですか。これ僕やったらどうするか考えてたんですけど、葛城市内の今聞いた食べ残しの量の1人当たりとか単純計算できへんとは思うんですけども、そういうのを出して、他市と比べてどうなんかとか、全国的にはどうなんかとか、その量が少ないところはどうなんだという、そういう検討というか話合いじゃないですけども、今現状、葛城市はこの量が多いのか少ないのかというのは、そういうのは調べられてるんですかね。

川村委員長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど報告させていただきましたように、全体的な量としてはあるんですけども、確かに 先ほどの理由としては1品減ったということなんですけども、通常同じものを提供していて 残渣が多い少ないということで、全体的としては何が原因かということは、センターのほう ではその都度追及といいますか調査していってるものです。1人当たりとかについては、調 査は今のところはしておりません。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 その1人当たりの量を出すのが正解かどうか分からないんですけども、何かざっくりとした基準としてそれはありきであって、なおかつこれは減らしたもん勝ちじゃないですけども、アイデアだけじゃないですか。お金がかかるわけじゃないと思うんですよ、これ。お金かけ

てやるんやったら考えやなあかんと思う。アイデア1つでいろんなことが変わると思うんです。現状、今、葛城市が多いんか少ないんかぐらいは、それはもう奈良県内、市内、全国的なもんもそうやし、どっか研修に行ったときに一遍皆さん行ったときに、すごいもう残渣少ないところがあったので、そういうところも参考にして何が違うんかというのは日々研究して、どうせ同じことをやるんやったらそっちのほうが僕はいいと思うので、これは次の改選後、引き続いて誰かに言っていただきたいんですが、そこはこれからの課題として、お金かかることやったら僕もあんまり強く言えないんですけど、アイデア1つですごく変われることやと思うんです。その辺もちょっと研究していただいて、引き続きよろしくお願いしときます。以上です。

川村委員長 ほかにありませんか。

谷原委員。

谷原委員 杉本委員の関連なんですけれども、取組として、献立、これを事前に多分お子さんには配布してると思うんですけれども、全国の小・中学校を見てみますと、面白いユニークな献立名とか、その献立に対するいろいろな思いとか、あるいは先ほど地産地消のこともありましたけども、生産者のこととか、ときどきそういうのを伝えて食に対する関心とか地域の農産物に対する関心を持っていただいて、もっと食べていただく、楽しく食べていただくというふうな取組をしておられるところがありますので、ぜひ研究していただいてアイデア出していただいて、残渣率が減るようにお願いしたいと思います。興味を持てば、子どもたちは興味から食べることがあると思いますので、よろしくお願いします。

川村委員長 答弁よろしいですか。

谷原委員 はい。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 言いっぱなしで、何かアイデアを出せよと思われたらあれなので、ちょっと考えてきたことを言うのを忘れてまして、僕の子どもが結構、晩ご飯を食べないんですけども、皿を鬼滅の刃の皿に変えたらめちゃ食べるんですよ。皿にシール貼ったりするだけでも、僕ちょっと違うと思う。これ、笑いごとじゃなくてほんまに変わったんですよ。鬼滅の刃の柄を見たいから食べるんですよね。そういう全国的にもそんな変わったアイデアがあると思うんですよ。これが言いたかったのに言うの忘れてましてごめんなさい。これだけちょっと覚えとってください。以上です。

川村委員長 要望でよろしいですね。

杉本委員 そうです。

川村委員長 ほかにありませんか。

内野委員。

内野委員 この質問、今の3点に入ってないんですけど、給食全般ということで、もしあかんかった ら止めてくださいね。牛乳の件なんですけれども、昨年の3月から瓶からパックに変わった と思うんですけれども、そのパックに関してどのように、資源ごみとして扱ってんのか、そ れとも燃えるごみとして捨てられているのか、そこのところを聞かせていただいて、後、質 問させてもらいます。

川村委員長 吉井教育部長。

吉井教育部長 委員おっしゃられましたように、この4月から牛乳瓶から紙パックに変わったということになっております。今のところは資源ごみとしてといいますか、またリサイクルができるような形でどうにかできないかというので思っておるんですけど、そこにはまだ至っておりませんで、現在のところは燃えるごみとして廃棄させていただいております。以上です。

川村委員長 内野委員。

内野委員 燃えるごみということで、やっぱり今、国も脱炭素、環境問題を、また子どもたちにもそういうふうなところの学習をする面で、私はもう資源ごみとして、手間はかかるんですけども何か工夫をしていただけたらなと思いますので、ご要望だけさせていただいておきます。お願いいたします。

川村委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。 職員の入替えがありますので。

(理事者入替え)

川村委員長 よろしいでしょうか。

それでは最後に、待機児童対策に関する諸事項についてを議題といたします。 本件につきまして、理事者より報告願います。

板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 こども未来創造部の板橋です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、現在の小規模保育所、それから認定こども園の進捗状況について報告させていただきます。

まず小規模保育所でございます。現在、それぞれ事業所から市のほうに認可申請を出す準備をしていただいてます。予定といたしましては、市のほうに令和4年2月までに出していただくような形になります。それを市のほうで受理いたしまして、市から県のほうに令和4年3月中に進達させていただくような形になります。

それぞれの開設事業所の現行の状態なんですけれども、まずアートチャイルドケア奈良葛城保育園でございます。こちらにつきましては、現在、設計のほうを奈良県のほうに確認申請出ております。申請済みということです。改修工事のほうの着手が令和3年10月を予定しております。工事の完了の予定が令和4年1月中旬を予定しておるということで聞いております。それからもう一つ、新庄せいかナーサリー、こちらのほうは現在、設計のほうを詰めている状態ということでございます。工事につきましては令和3年11月を予定しております。工事の完了のほうは令和4年2月ということで聞いております。

それから、認定こども園の進捗状況でございます。認定こども園、現在は確認申請の準備 ということで、設計事務所のほうが9月中旬、間もなくですけれども、審査機関のほうに確 認申請の書類を提出する予定でございます。提出してから確認が下りるまでは約1か月半か かるとお伺いしております。

設計の状況なんですけども、10月中旬に最終設計させていただいて、それの工事費の積 算ということが上がってきますので、積算が上がり次第、我々のほうは工事を進めていきた いということで考えております。

私のほうから報告は以上でございます。

川村委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。

私のほうから、書類のほうA3の横書きの書類なんですけれども、葛城市認定こども園等の建設事業実施に向けたサウンディング型市場調査の報告ということで、8月16日から8月20日にかけましてサウンディングを実施させていただきました。5事業者が参加していただきました。委員長、これはどうしましょう。読ませていただきましょうか。

川村委員長 どうでしょうかね。この後の説明も……。

吉村子育て福祉課長 説明というか、もう、そうなんです。

川村委員長 そうですね。おおまかなところだけ、要するにA、B、C、D、全部読まはるんですかね。

吉村子育て福祉課長 一応読もうかなと思うたんですけども。

川村委員長 ちょっと量も多いんですけども。

吉村子育て福祉課長 見ていただいてご質問のほうを。

川村委員長 特徴というか、ざっとポイントだけ言うていただいたらどうでしょうか。Aはこんなこういうこととか、Bはこういうこととか。

吉村子育て福祉課長 Aは、保育所か保育所型認定こども園ということでした。A案、B案、C案とありまして、A案は2園とも代替地で新築移転、B案は1年目に磐城第1保育所を代替地に新築移転して、2年目に當麻第1保育所を解体し建替え、磐城第1保育所解体と、C案は當麻第1保育所は現状敷地に新園舎を建設し、磐城第1保育所を代替地に新築移転ということでございました。開園可能時期は令和5年4月、令和3年中に事業者が決定すれば、令和5年4月以降で完成できますよということでした。定員は90名が2園と。あとは、その他でリトミックとかダンスとか英会話は実施できますよと、2か所の開園のほうがしやすいと、病児保育は実施可能ですと。

Bについては、幼保連携型の認定こども園と市立の磐城認定こども園でも0歳から5歳まで受け入れるということで、こちらのほうは磐城認定こども園を0歳から5歳まで受け入れて、當麻地区のほうで幼保連携型の認定こども園を建築するという案でございます。開園可能時期は令和6年4月、できれば令和7年4月以降ということでした。定員は120名から135名と。こちらのほう、5年ぐらいかけてゆっくり子どもの卒園までかけて移行していくのがいいのではないかと。療育支援事業とか病後児保育、学童保育所もできますよという提案でした。

Cは、こちらのほうは基本的に公設公営、磐城第1保育所は保育所で公立でどうですかと、 當麻第1保育所は幼保連携型認定こども園ということで、Cの方はほぼほぼもう公立で建設 すればどうですかということでございました。

Dは保育所で提示があって、整備場所、開園可能時期、定員も検討中、対象園児も検討中、開園日も検討中でございました。あとは病児保育実施可能と。Dはあまり提案がなかったんでございます。

Eにつきましては、幼保連携型の認定こども園を當麻地区で新たに建設と。開園時期は令和6年4月以降でございます。人数につきましては、定員につきましては215名程度。最初は定員は少なくして段階的に上げてもいいよということでございました。こちらのほう、民営化により保護者が便利になるようにということで極力対応、意見を聞かせてもらって努力するということでした。子育て支援事業もしますと、病児保育も実施可能ということでございました。以上でございます。

川村委員長 ただいまご説明をいただきまして、皆さんもざっとご覧いただきましたこの調査報告なんですが、このことも含めまして報告いただきましたことに対しご質問ございませんでしょうか。

谷原委員。

川村委員長 答弁は求めますか。もうよろしいですか。

谷原委員 はい。

川村委員長 ほかに。

吉村副委員長。

吉村副委員長 今しがた谷原委員もおっしゃったことに関連というわけじゃないんですけども、まず 今、5つの事業者に対してサウンディング型調査をされたということで、サウンディング型 というと私イメージしてるのは、いわゆる対話型市場調査ということで、対話型というのは いろいろ意見交換を行うというふうなことだろうと思うんですが、今上がってきたのを見て

るだけやと聞き取り調査でも似たようなことが出てくるのかなと、例えば検討中、検討中、 検討中というふうなことなんです。今回こういったサウンディング型の市場調査をされる際 にどういった具体的に気を付けてされたのか、どういうやり方をされたのかというのをまず お聞きしたいのが1点目です。

それから2つ目に、一般質問で委員長がされましたけど、病児保育といいますか、これについて実現可能というふうに答えてらっしゃる、あるいは療育支援事業を実施予定というふうに考えてらっしゃる業者が多いということは、もうこれは評価したいなと思うんですが、これについて特に市のほうから話があったとか、そういうふうな流れがあったのかどうかということが2点目です。それから、あとこの5つ事業者がありますけれども、この中には市内の事業者は入っておられるのかどうか、このことをお伺いいたします。

川村委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願いいたします。

聞き取りにつきましては、今、吉村副委員長も言われましたように、その他病児保育とか、特別に公立でやってないような事業とかを積極的にやってくれるのかとかいうのを聞き取って、施設の内容、保育所とか認定こども園とかいろいろありますので、どういうやり方でやっていくのがいいんか、あとは開園時期とかその辺を聞き取りさせていただきました。

病児保育につきましては、やってもらえるかとかというのは結構聞かせてもらって、病児保育は市として市内で1か所でもあったら、今、香芝市と大和高田市で2つ委託させてもらってるんですけれども、葛城市にあればかなり保護者も使っていただくというのもあるので、特に病児、病後児とかというのは聞き取りさせていただきました。市内は今回はどこがあるかとかいうのは言えませんので、控えさせていただきます。

川村委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 市内業者についてはどこがとかいうことは聞いてませんで、市内業者が参加されてるかどうかということだけ聞きたかったんです。

(「それも言えない」の声あり)

吉村副委員長 それも駄目なんですね。分かりました。もう聞きません。すみません。

それから、あと病児保育については、やはり市内に必要だろうということで積極的に聞いてくださった。これはやっぱりサウンディング型ということだろうと思うんですが、ありがとうございます。これは聞いてくださったということでありがたいと思います。

それから、あと整備場所のほうを見ておりますと、大体、當麻とか磐城地区とか、いわゆる當麻地区が多いわけですが、これは恐らく前の予算特別委員会の際に認定こども園をまた今後増やしていくのかという質問があったときに、市長が、新庄のほうについては民間の保育園がありますのでというふうなことで、まずはそういうふうな當麻のほうから、老朽化しているのは當麻のほうにもございますので、そういうふうなことかなというふうに思うんですけれども、今後の見通しといいますか、それについてはどういうふうに現時点で、分かる範囲内でまたお答えいただけたらありがたいなと思うんですが。

川村委員長 溝尾副市長。

満尾副市長 見通しといいますか、今回、磐城第1保育所と當麻第1保育所について、老朽化または 耐震化に問題がありますので、それについてどうするかという検討をしておりますので、こ ちらから當麻地区についてということで絞って調査させていただいているということでござ います。

川村委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 よく分かりました。じゃあまた今後、今回そういうふうな形でということで、この前の市長のお考えとかも聞かせてもらってましたので、また認定こども園につきましては、必要となればまた様々な条件の中でまた広げていくというふうなことであるというふうに理解いたしました。

川村委員長 ほかに質疑はありますか。

内野委員。

内野委員 吉村副委員長の関連で、病児保育、病後児保育、もうすごく画期的で見させていただいて たんですけども、私の認識の中で、病児保育と病後児保育と全く違うと思うんですけども、 ここに書いてある病児保育のところはもう病児保育だけですよね。病後児保育のところは病後児保育だけ、これ両方あるんじゃないんですよね。このままなんですね。抜けてるとかじゃなくて。分かりました。そこだけ聞きたかったんです。

そしたら、AとCとあとD、Eなんですけど、病児保育が実施可能やったら、病後児もやっていただけるように思うんですけども、これは記入漏れとかじゃないんですね。これ教えていただけますか。

川村委員長 確認ね。

吉村課長。

- **吉村子育て福祉課長** 病児保育ということで聞かせてもらってます。そやから、Bはもう病後児保育 しかできないということやったと思います。あとはもう病児保育ということで、病児保育と 病後児保育というのは若干違うと思いますので。
- **川村委員長** 内野委員、よろしいですか。今の段階では書いてあるとおりということですね。 吉村課長。
- **吉村子育て福祉課長** 委員おっしゃってるのは、病児保育できるんやったら病後児保育もできるのと 違うかなと、そうですね。その辺すみません。聞き方があれやったんですけど、もし対応で きるんやったらできるだけしてもらうようには進めていけるかなとは思いますので。
- **川村委員長** スペースの問題とかいろいろ事情はあると思いますね。よろしいですか。今の段階では この書いてるとおりですね。

ほかに。

杉本委員。

杉本委員 このサウンディングに関しては今これからというか、これは耐震のことやらはこれからやっていただくのはいいんですけども、今日僕がお聞きしたかったことは先ほどの説明で大体言われて、小規模保育所の完成が来年1月、2月、これは改選後になるので、それはもう見学とかもちろんさせていただかなあかんなと思ってるんですけども、これ通年で言ったら、

大体年末ぐらいにどこの保育所とかと決まってくると思うんですけども、これ小規模保育所はうち初めてなんです。親御さんら、もしそこで小規模保育所に入った、言い方は悪いですけど、決まられた方はどんなところか分からんからもっと早くに見学させてあげられないですかと今日言いたかったんですけども、完成が1月とかで、もうそういうのはどう説明しはるんですかね。その小規模保育所に入る、2月に完成したところに4月から行くということですよね。例えば、僕らも、僕らというか改選後も議員が見学に行くのは2月ぐらい、もっと早くならんのかなと、何か不親切やなとすごい思うんです。

これが1点目の質問で、2点目が、所管事項で待機児童対策の諸事項なんで全般的に谷原委員と同じようなことを言うか分かんないですけども、今年小規模保育所で0歳・1歳・2歳を多く受けます。ほんで、2歳児も来年は入ってくる。その2歳児はその次の年にはもうほかの施設にという話じゃないですか、基本的には。新庄地区の方の2歳児、何人受けるかまだ分からないですというていなんですけども、これが私立の保育所で全部受け入れる計算で成り立つようなことにはなってるんですかね。それは来年の4月にならな分かりません、年末ぐらいに分かるんですかね、分かりませんねんというのも分からんでもないですが、そこまでは考えとかなあかんじゃないですか。マックスで受けたときに、私立の保育園、今、僕聞いてる限りではぱんぱんやと思うんです。ということは、もう今の段階から来年の4月のことを考えて、もうそれこそ谷原委員がおっしゃるみたいに忍海の幼稚園を認定こども園化するとかという話になっていくと思うんですけども、そういった議論はされてるんですかね。

川村委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 まず小規模保育所の2か所の現地がまだできてないということでどうするかということなんですけども、まず今のところ、入園申込みの中には若干説明は入れております。それ以外に、各2園からパンフレットをお預かりしておりますので、パンフレットベースでは説明可能です。入所の対象者つきましては、事前にその各園から説明会を設けるということで聞いております。

それから、小規模保育所、2歳から次3歳に上がるときの連携といいますかの件なんですけれども、基本的には現行の公立認定こども園、公立保育所でお預かりする。これはもう必ずお預かりするということで考えておりますので、私立の保育園を今、連携としては設定しておりません。以上でございます。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 それはそうなんですけど、まず小規模保育所からいきましょうか。僕、ちょっとまだどういう申込み状況なのか分からないですけども、小規模保育所に行きたいという方はそれでいいと思うんです。でも、私立の保育園へ行きたい、公立の保育所へ行きたい、でも小規模保育所に行ってくださいという方に対しては、かなり前もってこういうふうなことでこうなんですと説明せなあかんような気がするんです、僕は勝手にね。その辺はもうちょっと考えといてください。必ずそうやと思うんで。

もう1個の公立で受けますと、それは谷原委員もおっしゃったですけど、新庄の小規模保

育所に行く忍海の方もおられるわけですよ、多分、可能性としては。それが、仕事場が例えば御所市とするでしょう。ほんなら磐城まで来てやってくださいと言うんかという話になってきて、言わざるを得ないという話なんですけども、そこもちゃんと考慮してやっていかんと、今、待機児童に関しては力を入れてやっていただいたから、この先のことはそれこそ来年の話になってきたときに、それも踏まえて小規模保育所に行ってくださいと言わなあかんのでしょうという話なんですよ、僕らが。僕らがじゃなくて、理事者の方が。僕は言わないですけども。それはかなり精神がすり減るじゃないですか。だから、そこもちゃんと先ほど言ったみたいに、今も0歳・1歳・2歳というところの児童の数、私立のほうももう把握していただいて、僕、後で個人的に言いますけども、来年に向けてそろそろ動いとかないと、皆さんがしんどくなるんじゃないかなと思いました。以上です。

川村委員長 答弁、もうよろしいですか。

杉本委員 もういいです。

川村委員長 ほかに質疑はありますか。

西井委員。

西井委員 これ、いろいろシミュレーションをつくってもろてると思うねけど、このシミュレーションの中で、當麻第1保育所、現状、交通状況で危険性も高いと。それとその前に當麻では第1・第2保育所があって、第2保育所はその次のときに考えるときにシルバー人材センターに結局同省同士の補助金返還ないからシルバー人材センターに、第2保育所になったわけやけど、そのまま廃園とかいう考え方は持たないようにということは、その当時、吉川市長とも話してたわけやねけど、そんなことも含めて當麻第1保育所の考え方を考えてくれてんのか。これ今、建替えするてどっかにするとか現状のままにするいうのは、その話ご破算になるし、また今の現状の場所自体もほんまにええか、交通事情からいったら、ほんまに父兄の方とか送ってきてはんの見てたら、前から車が来たり後ろから来たりして大変事故が起こってないこと自体が不思議やと。そやからその辺も含めてちゃんと、このシミュレーションはコンサルタント使ったかどうか知らんけど、その辺も参考にして言うてくれてはるんか。そやから、その辺の当時の第1・第2保育所が取りあえずシルバー人材センターに変更したいう事情も含めてこれを作ってはるんかどうか、それは分からんから作ってないとしたら、その辺も含めて検討してもらわんなんと思うねけど、その辺どのように思われてるか答弁お願いします。

川村委員長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 ただいまの西井委員のご質問にお答えさせていただきます。

お話は承りました。その中で、まず今回の老朽化の施設をどうしていくかの中の1つのポイントで、最近、土砂災害区域とか災害区域の場所を避けようというそういったところもまず1つございますので、そちらも併せて今後考えていくポイントになろうかと思っております。また、サウンディングにつきましても、必ずしも今の現状のところに建てるというような案というよりも、いろいろな提言いただきましたので、今いただきましたお話もひっくるめて十分検討してまいる話になろうかと思います。以上でございます。

川村委員長 西井委員。

西井委員 過去の例と、交通事情も含めて、また交通事情で保育所の場所悪いよって、保育所移転ではなく、まずそれも道路として考えるという方法も行政としてあるわけやから、それもいろんなことを含めて検討してもらいたいなと思っております。以上です。

川村委員長 よろしくお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようであれば、本件につきまして、本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後にお諮りをいたします。ゴミの減量化に関する諸事項について、学校給食に関する諸 事項について、待機児童対策に関する諸事項について、また今回、議会改革特別委員会で提 案がありましたその他、厚生文教常任委員会の所管に関する事項につきましても、事業の進 捗に伴って随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し、それぞれ閉会中 の継続審査の申出をいたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、これらの事項については議長に対しそれぞれ閉会中の 継続審査の申出をいたしたいと思います。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

委員外委員はもうおられませんね。

皆様、長時間本当にありがとうございました。非常に活発なご意見をたくさん出していただきまして、これから我々も改選後にまた新たな課題を基にしっかりと葛城市の発展のためにまた議論をしてまいりたいという気持ちも新たに、ここにいらっしゃる委員の皆様もそういうふうに思っていただいているに違いないと思います。どうぞ行政の皆様も引き続きしっかりと研究していただきまして、特に待機児童対策に関してはいろんな問題を共有しながら、市民のために頑張っていただきたいというふうに思います。

これをもちまして厚生文教常任委員会を閉会させていただきます。

閉 会 午後0時27分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 川村 優子